

伊賀市議会研究研修報告書

伊賀市議会議長様

報告者

議員名 安本美栄子

研修会名

第1回議員勉強会

日 時

7月31日 15時

場 所

伊賀市議会 会議室

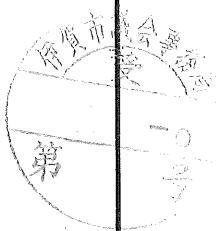
【研修の成果】

- (1) 議会の役割・機能 (2) 議員の役割と資質 (3) 決算と予算の関係 (4) 議員提案条例 (5) 通年議会 (6) 議員活動と後援会活動

講師：高沖秀宣（自治体議会研究所代表）

上記について基調講演後、意見交換を行う。

結果：再認識すべき事項として ① 住民の代表機関であるにもかかわらず、住民の声を聞く機会（従前実施していた報告会）をなくしてしまった当議会の資質の低さに反省。② 議決は常に政策論争の結果であるべきで、ともすれば感情のみに固執している現状に反省。③ 政策形成機能を発揮するための研鑽が必要。会派や委員会や議長主導による情報共有の機会を活かさない現状を打破する必要がある。④ 通年議会を実施し、専決処分をなくし、議会の主導権を高める必要あり。⑤ 議会選出の監査委員はなくす方が良いのか疑問に思っていたが、監査能力を担う議会としてのチャンスを自ら放棄することはない。問題は議会の人選によるものであることを再認識。以上のことから、議員自らが研修の機会をもち、議員・議会のあるべき姿を常に研鑽努力を重ねる事が大切である。



9980 円

# 「政策集団明日のために」

2020年7月31日（金）

## I 議会の役割・機能

- 憲法93条 議事機関として議会を設置する。  
→審議する、熟議する機関 (deliberative organs)

住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。  
合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、  
議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。

- 議決機関としての議会の権能
- 地方自治法（第96条第1項）の議決権が最も基本的で本質的  
条例の制定や予算の議決など  
⇒議決によって自治体意思が決定される ⇒ 団体意思の決定機能
  - 長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能  
⇒ それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が、  
相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの  
⇒憲法上、いわゆる「二元代表制」が要請されている。

議会は、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な権能であると位置づけられる。

- 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。
- 議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、  
専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等  
⇒ 議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められている。

しかし、現状は、あまり政策形成機能は発揮されていない？

また、議員も政策形成機能にあまり関心がないのが現状だ

領収書等添付用紙	議員名	安本美栄子
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費	(該当項目に○をつけてください。)	

# 領収書

2020(令和2)年7月31日

安本美栄子 様

¥9,980円

但し、政策集団明日のために(仮称)第一回勉強会  
費用、研修費として

政策集団明日のために(仮称)  
第一回勉強会 担当  
田中 覚  
伊賀市緑ヶ丘南町4036番地  
0595-24-6661

